

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 武内建設株式会社 (法人番号4040001026788)
業者の住所 : 千葉県市川市柏井町2-1426
- 2 指名停止措置期間 : 令和6年10月9日 から 令和7年3月8日 まで(5か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 北関東防衛局管轄区域
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県)
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者の元代表取締役は、代表取締役だった令和5年度に千葉県市川市が発注した3件の下水道関連工事の入札をめぐり、同市下水道部次長から工事の入札情報を得た見返りに、複数回にわたり計25万円相当の飲食接待をしたとして、令和6年7月30日、贈賄及び公契約関係競売等妨害の容疑で千葉県警に逮捕された。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第10号(競売入札妨害又は談合)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上12月以内